

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

(10) 議案第64号 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第64号 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基  
準に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 6 4 号 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する  
基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 地域活動支援センターに、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の  
実施等を義務付ける
- (2) 地域活動支援センターに、感染症が発生し、又はまん延しないようにする  
ための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける
- (3) 地域活動支援センターに、虐待の発生又はその再発を防止するための委員  
会の開催、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者を定め  
ること等を義務付ける

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

## 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第73号 (趣旨)</p>	<p>○川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第73号 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第2条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第2条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>2 地域活動支援センターの設置者は、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>2 地域活動支援センターの設置者は、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>
<p>3 地域活動支援センターの設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市及び障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。</p>	<p>3 地域活動支援センターの設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市及び障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。</p>
<p>4 地域活動支援センターの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>4 地域活動支援センターの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。</p>
<p>対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>
<p>第4条 地域活動支援センターの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p>	<p>第4条 地域活動支援センターの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p>
<p>2 地域活動支援センターの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難</p>	<p>2 地域活動支援センターの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難</p>

改正後	改正前
<p>訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p><u>3 地域活動支援センターの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第6条 地域活動支援センターの設置者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、次に掲げる利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 前条の規定によるサービス提供の記録</p> <p>(2) <u>第19条第2項</u>の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(3) <u>第20条第2項</u>規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p><u>第14条 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センターの設置者は、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 地域活動支援センターの設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 地域活動支援センターの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p><u>第15条 地域活動支援センターの設置者は、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この</u></p>	<p>訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第6条 地域活動支援センターの設置者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、次に掲げる利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 前条の規定によるサービス提供の記録</p> <p>(2) <u>第17条第2項</u>の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(3) <u>第18条第2項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(新設)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p><u>第14条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない</u></p>

改正後	改正前
<p>限りでない。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第16条 地域活動支援センターの設置者は、感染症又は非常災害の発生時に</u> <u>いて、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の</u> <u>体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）</u> <u>を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センターの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周</u> <u>知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 地域活動支援センターの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行</u> <u>い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p><u>第17条 地域活動支援センターの設置者は、利用者の使用する設備及び飲用に</u> <u>供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなけ</u> <u>ればならない。</u></p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、<u>当該</u>地域活動支援センターにおいて感 染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じ</u> <u>なければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延</u> <u>の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信</u> <u>機器（第21条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して</u> <u>行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果</u> <u>について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延</u> <u>の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の</u> <u>予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止</u> <u>のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(秘密保持等)</p>	<p>い。</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p><u>第15条 地域活動支援センターの設置者は、利用者の使用する設備及び飲用に</u> <u>供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなけ</u> <u>ればならない。</u></p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、地域活動支援センターにおいて感染症 又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努め</u> <u>なければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(秘密保持等)</p>

改正後	改正前
<p><b>第18条</b> 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(苦情解決)</p>	<p><b>第16条</b> 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(苦情解決)</p>
<p><b>第19条</b> 地域活動支援センターの設置者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 地域活動支援センターの設置者は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 地域活動支援センターの設置者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。</p> <p>5 地域活動支援センターの設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条の規定の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p>	<p><b>第17条</b> 地域活動支援センターの設置者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 地域活動支援センターの設置者は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 地域活動支援センターの設置者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。</p> <p>5 地域活動支援センターの設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条の規定の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p>
<p><b>第20条</b> 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。</p> <p>3 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p>	<p><b>第18条</b> 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。</p> <p>3 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>第21条 地域活動支援センターの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第2条第4項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p> <p><u>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>